

令和7年6月6日

令和7年

第3回南部町議会定例会議案

鳥取県西伯郡南部町

令和7年第3回南部町議会定例会付議案件

目次（令和7年6月6日提出分）

- 議案第32号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第33号 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第34号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第35号 南部町税条例の一部改正について
- 議案第36号 南部町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
- 議案第37号 南部町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

別 冊

< 補正予算 >

令和 7 年度南部町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 35 号

南部町税条例の一部改正について

次のとおり南部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 7 年 6 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

南部町税条例の一部を改正する条例

南部町税条例（平成16年南部町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）

を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造

たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の南部町税条例(以下「新条例」という。)第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、前条に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の南部町税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的

年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第36号

南部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

次のとおり南部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和7年6月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

南部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

南部町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年南部町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第28条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第17条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第47条において」を削る。

第26条第2項中「この章において」を削る。

第30条第2項中「この章及び第47条において」を削る。

第31条第3項中「この章において」を削る。

第37条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第47条において」を削る。

第38条第3項中「この章において」を削る。

第46条中「第4章」を「前章」に改める。

第47条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

南部町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり南部町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和7年6月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

南部町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南部町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年南部町条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「12,800円」を「14,500円」に、「11,300円」を「12,800円」に、「10,800円」を「12,200円」に、「10,900円」を「12,400円」に、「6,500円」を「7,400円」に、「9,600円」を「10,900円」に、「5,800円」を「6,500円」に、「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。